

令和7年3月定例会

# 教育民生委員会会議録

3月12日（水）

防 府 市 議 会

令和7年第2回 教育民生委員会会議録

○日 時 令和7年3月12日（水） 午後10時

○場 所 議会棟3階 全員協議会室

○付議事件

- (1) 議案第21号 令和7年度防府市と場事業特別会計予算  
議案第23号 令和7年度防府市交通共済事業特別会計予算
- (2) 議案第42号 防府市障害者就労支援施設設置及び管理条例等中改正について
- (3) 議案第24号 令和7年度防府市介護保険事業特別会計予算
- (4) 議案第32号 防府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (5) 議案第43号 防府市国民健康保険条例中改正について
- (6) 議案第20号 令和7年度防府市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第25号 令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (7) 議案第39号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例及び防府市奨学資金貸付条例中改正について

○その他 閉会中の継続調査について

---

○出席委員（9名）

教育民生委員長	久 保 潤 爾
教育民生副委員長	生 野 美 輪
教育民生委員	上 田 和 夫
〃	河 杉 憲 二
〃	田 中 健 次
〃	原 田 典 子
〃	藤 村 こ ず え
〃	藤 本 真 未
〃	和 田 敏 明

---

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員（7名）

石 田 卓 成  
上 野 忠 彦  
河 村 孝  
重 田 直 輝  
村 木 正 弘  
森 重 豊  
山 田 耕 治

---

**○説明のため出席した者（17名）**

生活環境部長	金 澤	哲
生活環境部次長	池 田	晋
環境政策課長	桃 井	芳 枝
くらし環境課長	大 倉	孝 則
福祉部長	藤 井	一 郎
福祉部次長	伊 藤	忍
高齢福祉課長	阿 部	かおり
高齢福祉課主幹	山 口	佐貴子
障害福祉課長	石 井	朋 子
保健こども部長	石 丸	典 子
保健こども部次長	尾 中	克 則
子育て推進課長	大 濱	歩
保険年金課長	岩 下	奈 美
教育部長	江 山	稔
教育部長	高 橋	光 男
教育部次長	岡 田	元 子
教育総務課長	松 田	伸 一

---

**○出席書記**

白 瀧 ナ ミ

---

午後10時 開会

**○久保委員長** おはようございます。ただいまから教育民生委員会を開催いたします。

本日、欠席の報告のありました委員はございません。なお、執行部については、武村福

社総務課主幹が欠席する旨の届出に接しておりますので、御報告申し上げます。

それでは、さきの本会議において、当委員会に付託となりました案件について審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

---

**議案第 2 1 号 令和 7 年度防府市と場事業特別会計予算**

**議案第 2 3 号 令和 7 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算**

○久保委員長 初めに、議案第 2 1 号及び議案第 2 3 号の 2 議案を一括議題といたします。

まず、議案第 2 1 号令和 7 年度防府市と場事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○池田生活環境部次長 おはようございます。生活環境部でございます。

それでは、令和 7 年度防府市と場事業特別会計予算につきまして、予算参考資料で御説明申し上げます。

資料の 4 3 1 ページをお願いいたします。

と畜場につきましては、市民の食生活の向上及び食肉衛生の管理を図ることを目的として設置しております。

次のページ、4 3 2 ページをお願いいたします。

と場事業費につきましては、衛生管理責任者報酬また各種委託料など、施設を維持管理するための経費を予算計上しております。

隣の 4 3 3 ページをお願いいたします。

公債費につきましては、令和 2 年度に実施しました H A C C P（ハサップ）工事対応のため借り入れた市債の償還元金及び償還利子を計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 4 3 1 ページ、今説明いただいた中の 4 3 1 ページで繰入金の金額が 6 4 7 万 6, 0 0 0 円ということで、前年度が 4 7 3 万 5, 0 0 0 円ということです。令和 5 年度を調べてみると、令和 5 年度も 4, 7 3 5 という数字がなっております。それで、こういう形でこれ昨年の令和 6 年度の見込みに基づいて、大体これぐらいになるんじゃないかということを、令和 6 年度の 3 月補正で若干繰入金を増やしましたから、そういう実績に基づいて、この繰入金を増やしているのか、それとも何かほかの要因があるのか、そこだけ確認をしたいと思います。

○桃井環境政策課長 お答えいたします。

この繰入金に関しましては、施設も老朽化が進んでいるということもありまして、施設

の補修ということで予算が若干増加しております。その分を繰り入れさせていただいてること、また、委託料としてコンデンサーとかを処分する必要があるが生じますので、そちらもちょっと増えるということで、それとまた、燃料費、電気代の高騰、人件費増加、こちらのほうも引き続き見込まれるということで、昨年より若干繰入金のほうが増えております。3月補正の増加ということではなく、令和7年度まだ支出として予算が増加する見込みということで計上させていただいております。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。施設の改修だとか、そういった光熱費の問題だとかいうところで、そうなりますと、最終的に今の令和6年度のように、ここで処理する数が減れば、またそういった意味での繰入れが最終の補正で増えるかもしれないということですね。

○桃井環境政策課長 議員がおっしゃるとおり、そういう見込みもございます。

ただ、令和6年度が減額になった理由というのがちょっと分からないところはあるんですが、来年度はふるさと納税、こちらのほうも指定寄附制度というのを力入れておまして、牛肉というのは、その返礼品としても大変人気がございますので、そちらで処分というのがまた今年度よりは増加するのではないかなと、そういう見込みも立てております。

以上でございます。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、次に、議案第23号令和7年度防府市交通災害共済事業特別会計予算について執行部の補足説明を求めます。

○池田生活環境部次長 それでは、令和7年度防府市交通災害共済事業特別会計予算につきまして、予算参考資料により御説明申し上げます。

440ページをお願いいたします。

本事業につきましては、市民の交通事故に関して、相互救済制度により市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として設置しております。

441ページをお願いいたします。

共済事業費につきましては、加入促進のパンフレット等の作成費、それから加入の取りまとめをしていただいた自治会への謝礼金、交通災害に遭われた方への見舞金を計上しております。なお、必要経費の財源につきましては、共済会費及び繰越金等で賄っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○和田委員 441ページなんですけど、毎年パンフレットが配布されていますよね、すごい数ですよね。でも、例えば加入者って、じゃあ、それに対してどのくらいおられるんでしょうか。何割程度。

○大倉くらし安全課長 今、決算が出ておりますのが令和5年度になりますので、そちらのほうで考えますと、約12%ほどになっております。

○和田委員 思ったより入っているなという感じなんですけど。毎年やっているから何回も見てきている人たちがいるんですよね。少し取りまとめ方を自治会さんに依頼して工夫されたら、自治会のほうの手間も少し軽減できますし、印刷経費だとかそういったことも軽減できると思うので、またその辺は要望としてお伝えしておいて終わります。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○河杉委員 今、答弁の中で12%ぐらいということで、実数としてどのぐらいの人数が、令和5年度結構です。

○大倉くらし安全課長 令和5年度の決算数値でいくと、1万2,695名加入されております。

大人が1万2,695人で、中学生以下が1,218人で、合計が1万3,913人でございました。申し訳ございません。

○河杉委員 分かりました。毎年大体こういった数字がずっと経緯して、入っている人はもう毎年入る。それから新規加入者というので、今まで入っていたけれど入らない方もいらっしゃると思います。実は、町内会で取りまとめたときでも、かなり減ってきておるなという気はしておりますが、ただ、この制度は、唯一無二の防府市独自の制度だと思っておりますので、できれば続けてほしい。と同時に、なかなか会費は500円ですよね。大人は1人500円、子どもは100円じゃないですか。実際、運用の中で、例えば印刷代にしてもほかの部分にしても上がってきておりますけれども、当面まだ500円と100円で維持できるかどうか、いずれまた見直す時期が来るのかという気もせんではないんですけれど、その辺のお考え方はどうですか。

○大倉くらし安全課長 現在の執行状況でいきますと、繰越金も今昨年度決算で1,700万円ぐらい出ておりますので、しばらくはこちらの金額でいけるのではないかと思っております。

○河杉委員 了解しました。できる限りこの制度は継続していただきたいなど、私も入っておりますけれども、実際問題としては、何かあったときに年間500円、こういったあれ

ってないんですので、今後ともよろしくお願いします。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○田中（健）委員 この会計自体とすれば、ある意味ではそんなに大きなプラスではないですけども、プラスでずっといっている黒字会計というような形で、先ほどのと場とは違うわけですけど、別にと場を悪く言うわけではないんですが、500円、100円というのがある意味では手頃な金額ということだと思います。

それで、そういう意味で、例えば、今は主に自治会という形で、自治会の中の話かもしれませんが、私の自治会では、自治会の中でも女性部が取りまとめるような形になっておるんですけども、例えば、これを中学生以下100円というのは、交通事故のあれでいけば非常に安価な保険で、今は部活動の地域移行の分でも800円ですよ、確か年間。そういう形であるので、これは自治会ルートとは別の何かそういうところでも宣伝をすると、そうすると今まで以上に先ほどの和田議員の質問とは逆にパンフレットをもっとたくさん作らないといけないんですが、そういうことを一つ検討する価値はあるのかなと思います。

それともう一つ、前に一度提案させていただいたんですが、もう大分前になりますが、10年たたないかもしれませんが、それに近いぐらいで。これ、交通事故被害ということですよ。これは部も、それから課もまるっきり違うんですが、犯罪被害に対する対応ということができないのか、犯罪被害で市のほうから見舞金というものが出たり国からもありますが、確か全国でそんな数ないんですが、犯罪被害の共済というような制度を持っているところが前に調べたときにあったんですけども、今はないかもしれません。だから、せっかくこれは市の独自でやっているわけですから、その辺のかじ切りもできるわけですね。そういうことにも備えましょうと、犯罪被害に対してどういうふうに支払うかということは、ちょっと人的な被害に限定するべきかなとも思いますけども、そういった最近の状況を見ると、そういう不安も高まっているような感じもしますので、そういうことも一つ、これは複数の部にまたがる話なので、運営は基本的に今のところで、犯罪被害というのは交通被害に比べてはるかに少ないと思いますので、そういうことも内部的に将来の課題として検討されてもいいと思いますので、ちょっと意見として申し上げておきます。この件は特に答弁は要りません。

○久保委員長 執行部よろしいです。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、2議案を一括して議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 議員間討議を終結し、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 討論を終結して、お諮りします。ただいま議題となっております2議案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号及び議案第23号の2議案については、原案のとおり全員一致で承認されました。

ここで、執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時16分 開議

---

#### 議案第42号 防府市障害者就労支援施設設置及び管理条例等中改正について

○久保委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第42号防府市障害者就労支援施設設置及び管理条例等中改正についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○伊藤福祉部次長 福祉部でございます。議案第42号防府市障害者就労支援施設設置及び管理条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市愛光園、防府市大平園及び防府市なかよし園の定員の数を各施設の利用実態に応じて、弾力的に設定しようとするものでございます。

具体的には、現在、条例でそれぞれ3施設の定員を決めておりますが、条例では上限のみを設定して規則に委任しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○原田委員 愛光園、大平園、なかよし園の実情に応じたというお話がありましたけども、実情を教えてくださいませんか、利用人数。

○石井障害福祉課長 お答えいたします。

令和5年度の利用人数、延べ人数から開所日数を割ったものでございますが、愛光園につきましては、40人から42人でございます。なかよし園につきましては、児童発達支援のほうは16人、放課後デイサービスが8人でございます。大平園につきましては、入所が30名、生活介護が29名となっております。

以上でございます。

○原田委員 ありがとうございます。令和5年ということで、今年のはまだ今から締めて、人数が分かると思うんですけども、私がこの事業団で働いていたときがありまして、そのときはかなり人数がちょっと定員より少なくても、かなり忙しい状況があって、場所の提供とかが難しかったりしたので、今回、愛光園と大平園は、これ以上の方は受け入れないということで定めるということによろしいでしょうか。

○石井障害福祉課長 お答えいたします。

愛光園は60人を上限として、大平園も40人を上限としてございますので、サービス報酬上は、国の定める規則上は定員掛ける1.25までの受入れができるということになっておりますので、そういった柔軟な対応はできると思いますが、このたび実情に合わせて、特に愛光園につきましては、実情に合わせた形で規則で定めたいと思っておりますので、減らすことを考えておりますけども、例えば40人にした場合でも、1.25までの受入れということは考えております。

○原田委員 ありがとうございます。大平園についても、今、愛光園についてはというふうなお答えでしたけども、大平園についても同じような感覚でよろしいでしょうか。

○石井障害福祉課長 お答えいたします。

基本的には考え方はセーフティーネットということで、受入れを行っていきたいと思っておりますけども、大平園は今変更するということは考えておりません。このまま定員をそのままにいきたいと思っております。

○原田委員 ありがとうございます。私が最後に勤めたのが大平園だったので、そこでのような状況かというのを、最近聞き取りを行ったところ、今36名ということを知ったのと、日中一時が令和5年が29名で、これが結構、やっぱり職員が手をかけなくてはならない方が、3歳ぐらいのこどもから預かっていると聞いたので、大変な状況だなと思って、定員を定めたほうがいいと思うので、この提案は良いと思います。

なかよし園のほうが一気に増えているように思うのですが、これについては、園の協議というのはされたのでしょうか。

○石井障害福祉課長 お答えいたします。

事業団との協議を行いまして、将来の建て替えも見据えて、この人数で今要望が増えておりますので、増えた人数でも受入れができるような形に、条例のほうは上限を定めまして、ただ、定員のほうは当面、このままでということを考えております。

○原田委員 ありがとうございます。要望というのが、事業団の要望なのか、利用される側の要望なのかがあるんですけども、それに伴う園のほうの体制というのも大事になっ

てくると思いますので、今後も聞き取りを行っていただきたいと要望いたします。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○田中（健）委員 民間事業者というのも、以前に比べれば充実してきてはおるんですが、以前に施設に地域の老人クラブで伺ったことがあるんですけども、そのときにいろんな聞いた話は、要するに民間施設でなかなか受入れが難しい方を、ここで受けているという面があったと思いますので、多分今でもそうだと思いますし、それからもっと別のところというところも中にはないことはないみたいですけども、そういった意味で、あと、施設をこれで条例改正、これは定員だけの条例改正ですから、これで特に異論があるわけではないですが、あと施設の建設だとか、それから今後の人員体制、今もちょっと話がありました。そういったところには気をつけていただきたいということだけ、意見として申し上げておきます。

○久保委員長 意見ということによろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 討論を終結し、お諮りします。本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第42号については原案のとおり全員一致で承認されました。

---

#### 議案第24号令和7年度防府市介護保険事業特別会計予算

○久保委員長 続きまして、議案第24号令和7年度防府市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○伊藤福祉部次長 続きまして、議案第24号となりますが、令和7年度防府市介護保険事業特別会計予算について御説明をいたします。

予算参考資料を御覧いただきたいんですが、初めに443ページをお願いいたします。

保険事業勘定でございます。令和7年度は第9期介護保険事業計画の2年目になります。

予算総額は、歳入歳出とも合計120億3,800万円で、前年度と比較しますと、2億8,200万円、率にして約2.4%の増となっております。

次に、454ページをお願いいたします。

下段、包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センターの運営、認知症総合支援、介護給付費等適正化、地域自立生活支援などの費用でございます。

(1) 包括的支援事業費の③地域包括支援センター運営事業では、直営1か所、委託4か所の地域包括支援センターの適切な運営により、引き続き、高齢者の相談対応、介護予防等を推進してまいります。

⑥の認知症総合支援事業では、増加する認知症高齢者を支援するため、各地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその御家族が必要なサービスを利用することができるよう、支援体制を整えてまいります。

続いて、459ページをお願いいたします。

サービス事業勘定についてでございますが、歳入につきましては、市直営の地域包括支援センターが担当する野島地区の要支援者の介護予防サービスの計画収入、また、歳出におきましては、計画作成、委託料等を計上しております。

最後に、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書のほうをお願いできますでしょうか。

717ページをお願いいたします。

上から4段目になりますが、緊急通報体制整備事業につきましては、おひとり暮らしの高齢者等に貸与します緊急通報装置に係る令和7年度から令和12年度までの業務委託料でございます。

介護保険事業特別会計予算は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中(健)委員 予算参考資料の454ページです。介護保険は要するに地域包括というのか、そこでケアマネジャーさんだとか、その支援専門員だとかいうような方のそういったマンパワーでいろいろ運営されるところが大きいんだろうというふうに私認識しております。

それで、ちょっと確認の意味で改めて、今頃また聞くのもおかしいんですが、新人議員さんも大分増えましたので、この委員会に。

454ページで、まず最初に②のところ、介護支援専門員による支援が行われますと書いてあります。⑤で、生活支援コーディネーターを配置するというふうに書いてあります。

同じく、⑤の1つ下で、役割・いきがい支援コーディネーターを配置というふうに書いてあります。⑥のところでは、認知症地域支援推進員、それを配置し、地域ケア会議推進事業⑦のところでは、自立支援コーディネーターを配置しというふうに書いてあります。これは、各4つある包括支援センターです。それに、これだけの人が少なくとも専門職で、専門職だと思うんですが、専門職で配置されているのか、これはある程度1人の人が、介護支援専門員が生活支援のコーディネーターにもなるのか、包括の職員体制について、改めて教えていただけますか。市の直営のほうはいいですから。

○阿部高齢福祉課長 お答えします。

まず、②の介護支援専門員、こちらのほうは、ケアマネさんなんですけども、こちらのほうは、地域包括支援センターのほうに、3職種という社会福祉士だったり保健師さんとケアマネさん、この3職種が配置されておまして、その中のケアマネが1人入っております。

⑤番の生活支援コーディネーター、こちらのほうの生活支援コーディネーターは、地域の体制をつくっていく方たちなんですけども、これは各包括に1名ずつ、生活支援コーディネーターとして配置しております。

役割・いきがい支援コーディネーターなんですけども、こちらのほうは、あくまでも委託として事業者をお願いしております、短期集中等で体の調子と体の機能が回復されて、介護認定を受けなくても、地域に戻って生活されている方の御希望を聞いて、どういったことがしたいのか、体操するために通いの場に行きたいとか、何かほかに役割を持っていきたいという方、ボランティア等をしたけれど、ボランティアは、体が弱っている方は、これができる、あれができるというわけではありませんので、この役割支援コーディネーターが、その方のニーズを聞いて、その方たちのあったところを事業所で探してマッチングさせるということをしているんですけども、これは、あくまで事業者のほうでお願いしております。

すみません、ちょっと1回飛ばしまして、⑦の地域ケア会議推進事業の中の自立支援コーディネーター、こちらのほうは、これも地域のケア会議を主に推進している方なんですけども、これは各包括に1名ずつ配置しております。

最後に、⑥番の認知症総合支援事業のある認知症地域支援推進員、こちらのほうは、今、市のほうに1名おりますが、今度、兼務として各包括に1名ずつ配置させていただいて、認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の方の家族の支援、相談業務、こちらのほうと医療機関との連携を強化するための人員として、このたび、新しく配置する予定にな

っております。

以上です。

○田中（健）委員 そうなると、一番最初にお話があった地域包括の3職種ということで、そこで3名の方がおられて、そのほかに生活支援コーディネーターと、自立支援と認知症は新年度ですけれども、それ1名ということで、少なくとも6名の方がおられると、役割・いきがい支援コーディネーターのほうは委任をしているので、そのほかの方がされるから、そこは若干、任意という形ですかね。そういう仕事はされるけれども、それで人が配置されるということではないわけですね。

○阿部高齢福祉課長 お答えします。

包括に、役割・いきがい支援コーディネーターは配置されるわけではなく、包括の生活支援コーディネーターや、自立支援コーディネーター、ほかの3職と連携を取りながら、短期集中の卒業をされた方のその後の活躍を支援するために活動されている方でいらっしゃいます。

以上です。

○田中（健）委員 分かりました。今さら聞くのも恥ずかしいことをいろいろ聞きまして、すみません。

拡大で、認知症のところを少し充実させようというところで、そういった点は評価をさせていただきたいと思います。

次の質問ですが、457ページ、基金の積立てというところで、ここに基金の状況が書いてあります。第9期の2年目ということなので、1年目は若干財政的にゆとりがあって、2年目、3年目と、だんだんニーズが高まってくれば会計が厳しくなるということなのですが、昨年度のものを見比べれば、特に1年前の参考資料を見ると、令和6年度末の見込み額は、その数字は304,815という数字が上がっておりましたし、令和5年度末の見込みというのが478,866というふうになっています。それから見ると、最終的に決算をする段階で、プラスがそれなりに出てということだと思いますが、そういった意味で、取崩し額があるけれども、令和7年度の見込みが292,600ということになれば、一応3か年の運営は、今からそれ危なかったら大変なんですけれども、運営がそれなりにされるというそういう認識でいいわけですかね。

○山口高齢福祉課主幹 お答えいたします。

3年後の見込みにつきましては、議員おっしゃるとおり、現状の状況では安定して運営できるというふうに考えております。

以上でございます。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○原田委員 先ほどの田中委員の地域包括支援センターのことについての追加でお聞きしたいのですが。

○久保委員長 ページは454ページでよろしいですか。参考資料のページ。

○原田委員 はい、そうです、同じで。454。

私が、やっぱり予算はなかなか勉強不足でお聞きして申し訳ないんですけども、地域包括支援センターに対しての委託費というものは、この数年間で上がったとかしているのか、そんなことを聞いていいのかあれなんですけども、地域に住んでいる方に対して地域包括支援センターの方という配置の人数が決まるという認識でよかったですか。それに対しての委託費、ベースが上がっているのかが聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

○阿部高齢福祉課長 お答えします。

地域包括支援センターは、3年契約で当初の契約を結んでいますので、ベースが変わるということはないんですけど、3年間の委託料ということで、ただ、年によって使用する金額というものは変わってくると思いますので、ベースはこの金額というものが毎年あるんですけども、実績報告を出していただいて、その上限までで運用する形になっております。

以上です。

○原田委員 ありがとうございます。

それで、業務についてが、地域ケアとか様々な業務が徐々に増えてきているとお伺いしていて、一般質問のほうでも取り上げたりはしたんですけども、それに対しての地域包括支援センターというのは、やはり忙しくなっていると普通に考えてそう思うんですけども、それに対しての何か補助とかそういうのというのは、今まで市のほうではされていたのでしょうか。

○阿部高齢福祉課長 お答えします。

補助という形はしておりませんが、地域包括支援センターが忙しいというのは、高齢者が増えるに当たり、忙しくなるのはある意味必然的なものなんですけど、それに対しまして、防府市としましては、先ほど説明いたしました自立支援コーディネーター、これが防府市独自の方でありまして、これが1名増ということで、包括の仕事の的には少し楽になっているというのはお伺いしております。

以上です。

○原田委員 ありがとうございます。それでしたら、このたび拡大される認知症総合支援事業についても、1名プラスになるのという認識で、また少し楽になるという認識でよ

ろしいでしょうか。

○阿部高齢福祉課長 お答えいたします。

認知症の地域支援推進員ですが、令和7年度は、兼務という形で予算のほうを組み立てをしておりまして、いずれこの兼務を、この方たちには事前に研修等をしていただくようになりますので、いきなり難しい仕事というのは、なかなかすぐすぐというのはないと思うんですけども、これがうまく運営していけば、いずれ1名増という形で予算を組み立てることも考えております。

以上です。

○原田委員 分かりました。兼務でその場合は別で委託費とか増えるということではないでしょうか。研修などでより忙しくなる可能性がありますので、兼務でも補助とかというのは必要かなと思います。ちょっと認識が違えば教えてください。

○阿部高齢福祉課長 お答えします。

地域支援推進員を配置するに当たりまして、こちらのほうとしましては、補助というか委託料をその分上乗せする形でお願いしようと思っております。

以上です。

○原田委員 ありがとうございます。分かりました。

この質問と別のものを続けてよろしいでしょうか。

○久保委員長 どうぞ。

○原田委員 福祉のほかのほうのこともしてもよろしいですか。

○久保委員長 介護保険の特会に関するものをお願いします。それであればどうぞ続けてください。

○原田委員 ちょっと混乱しているので、ほかにおられたら、どうぞ。

○久保委員長 分かりました、一旦。ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

---

午前10時46分 開議

○久保委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

○河杉委員 今回の認知症総合支援事業のことなんですけれども、今、実は防府は認知症が徐々に増えてきておる傾向だと思っております。現在、部で確認されている認知症と初期も含めて、大体、対象者はどの程度いらっしゃるのか、大体の人数で結構です。

○阿部高齢福祉課長 お答えします。

あくまでも推計、想定なんですけども、3,500人ぐらい、大体、防府の人口の介護の認定から推計しているんですけど、介護認定者の約30%ぐらいの方が認知症ということで、診断が出ておりますので、ただ、隠れた認知症というのが、なかなか見つかりづらいですので、これはもっと多いものだと考えております。

○河杉委員 実際、これからも恐らく低年齢化もしている方もいらっしゃるやに聞いておりますので、特にまた、認知症カフェ、各それぞれの地域で自治会関係を含めて認知症カフェをやりながら、集まりながら話し合いをするということなんですけれども、これは、すみません、現在、市内で確認されているだけでも、設置件数はどのぐらいありますか、今。

○阿部高齢福祉課長 すみません、確認なんですけども、認知症カフェということによるしいですか。今、現状は8か所設置しております。

以上です。

○河杉委員 分かりました。いずれにしましても、そういった認知症カフェに関わる助成も含めて、そういった活動も今年もぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。

○田中（健）委員 議案第24号の介護保険事業特別会計についてですけども、介護保険の導入は、そもそも国が福祉関係予算を減らし、これを保険料という形で国民、市民に転嫁するということであり、反対をいたします。

介護保険では、介護認定を受けなければ介護を受けることはできないもので、医療保険とは大きく違うものであることを申し上げておきます。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○原田委員 令和7年度防府市介護保険事業特別会計予算についてですが、「日本共産党」会派は、前回見直しの際に、所得段階区分と所得金額の区分変更をして負担を増やすことには、甚だ疑問であるということから、反対をいたしておりました。

令和7年度も引き続き、このことに基づいた予算編成となっておりますので、反対の立場を表明いたします。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 討論を終結し、お諮りします。本案については、反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。

議案第24号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○久保委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、議案第24号については、原案のとおり承認されました。

ここで、執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前10時52分 開議

---

### 議案第32号 防府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○久保委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第32号防府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○尾中保健こども部次長 では、議案第32号の防府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

本案は令和6年度から試行的に実施をしております、こども誰でも通園制度につきまして、法改正によりまして本年4月以降、私立の保育所、それから認定こども園等が本制度を使用する場合に市町村の認可が必要となりますけれども、その認可をする際の基準を定めるため条例を制定をするものでございます。

なお、条例で定める基準につきましては、法令によりまして国の基準に従い定めるものと、それから国の基準を参酌して定めるものの2種類が規定をされております。今回は国の基準にはございませんけれども、本市の暴力団排除条例の精神に鑑みまして、ページでは85ページから86ページにかけまして、条文では第5条の5項と6項にありますけれども、こちらのほうで暴力団を排除する旨の条文を追加をいたしております。

それでは、そのほかの条例の内容について御説明を申し上げます。

では、議案書の82ページをお願いいたします。

まず、条例の目次を御覧ください。第1章では総則として事業の全体的な事項を規定をして、第2章では事業の区分ごとに設備及び職員の基準等を規定をいたしております。

なお、第2章の第2節の名称に一般型とございますけれども、この一般型というのは、保育所等の定員とは別に定員を設定をするもの。それから、第3節には余裕活用型とございますけれども、こちらのほうは保育所等において定員に達しない場合に定員の範囲内で受け入れるというもののことでございます。

では、すみません。85ページをお願いいたします。

第5条では、事業者は利用する乳幼児の人権に配慮すること。それから人格を尊重しなければならないことなどを規定をしております。

それから、次の87ページの第7条では設備の安全点検、それから保育所等における日常生活の安全に関する事項などを定めた計画を策定すべきことなどを規定をしております。

続きまして、88ページをお願いいたします。

88ページの第9条では事業所職員の一般的な要件。それから、続きまして89ページまいりまして、第12条では利用する乳幼児を差別的に取り扱ってはならないこと。それから、すみません。90ページまいりまして、第13条では暴行、それからわいせつ行為など、利用する乳幼児の心身に有害な影響を与える行為への禁止を定めております。

続きまして、94ページの第2章の第20条以降におきましては、今度こちらのほうでは先ほど説明をしました一般型、余裕型、それぞれにつきまして事業の定義、それから事業所に設けるべき部屋やその面積、それから避難設備などの設備に関する事項、それから職員の配置に関する基準などを定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 最初に説明のときに、国が従うべき基準と、それから参酌すべき基準という形で示しているということでしたけれども、例えば94ページの第2節一般型乳児等通園支援事業の設備の基準というのが、第21条がかなり書いてあって、それから98ページは22条で、職員が乳児については3人に1人だとか、そういったものが示されておりますが、この辺はいわゆる従うべき基準に当たるわけですかね。

○大濱子育て推進課長 お答えします。条例案の21条と22条は、従うべき基準に基づいて設定しております。

○田中（健）委員 分かりました。この一般型というのは、新たに作るというか、するという形なので、当然そういうもので縛りがかかるということで、それでもう1つの余裕活用型というのは、既存の施設は既にそういった基準に従っているの、その余裕活用型に

についてはその条文の中にそういう記述がないと、こういう理解でいいですかね。

○大濱子育て推進課長 おっしゃるとおり、22条余裕活用型に関しましては、既存の施設を利用するという事なので、既存のこれまでの法令に従って設備を運営していただくということでございます。

○田中（健）委員 分かりました。そういった形であれば基本的にいいんだろうと思うんですが。それで、これは一般的な通則というところで、第12条に利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならないということが書いてあります。これは施設として守るべきところで、こういうことであれば、例えば利用料の滞納があっても差別的な取扱いはしてはならないと、こういう理解でいいわけですかね。

○大濱子育て推進課長 滞納された方についても差別的な取扱いというのははできないので、支払っていただくように説明をしっかりとしていきたいと思えます。

○田中（健）委員 分かりました。当然、支払うべきものだから、それをきちっと支払っていただくということは当然ですけれども、乳幼児の方についてはそのことは特に影響しないということで理解をしました。

それでもう1つ、最後に。第5条で市独自で。

○久保委員長 ページ数をお願いできますか。

○田中（健）委員 すみません。85ページ。議案の85ページで、第5条の5項、これで暴力団排除条例の関係が書いてあって、その事業者が暴力団員あるいは暴力団と密接な関係を有するものであってはならないと。6項で、暴力団または暴力団員を利することのないようにしなければならないというふうに書いてありますが、この利することのないようにしなければならないというのは、暴力団員の子どもを受け入れてはならないということではなくて、その子どもさんに対して特別に利することがないようにという、こういう解釈でいいわけですかね。受け入れまでこれは拒絶しているという文言ではないようには思うんですが、ちょっとここの確認をしたいと思えます。

○大濱子育て推進課長 事業所の規定ということで、事業者が運営する運営体制とか実際に実施していく中で、そのような直接暴力団の、直接といいますか間接的にも暴力団の人を利することができないということで、子どもに直接影響するものではないというふう認識しています。

○久保委員長 ほかにございせんか。

○原田委員 お聞きします。今年始まって試行段階ということですので、分かる範囲でいいんですけれども実績といいますか、実施要項を読ませていただいて、こと細かく決めて

あって、利用チケット制ということで月に10時間という利用チケット、これはやっぱり皆さん分かる範囲でいいんですけども、利用上限ぐらまでされているものでしょうか。というのが、リピーターであるかというのが聞きたくて、聞いておりますのでお願いいたします。

○大濱子育て推進課長 お答えします。今年7月から開始した事業なんですけれども、年末までの実際に利用された延べ人数が、約300人ということで、延べ利用時間が年末までの約1,000時間ということです。園のほうは1園で実際、年末まではされていたわけなんですけれども、お話を聞く限り、繰り返し利用される方が多いというふうにお聞きしております。

○原田委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○田中（健）委員 これから市のほうが認定するということになるので、各事業者さんの意向というのをあらかじめ把握されていると思うのですが、この一般型で申請されるような事業者があるのでしょうか。それとも、ほとんど余裕活用型になるのでしょうか。

○大濱子育て推進課長 今、事業のほうで業者の方を募集しているところなんですけれども、余裕活用型を使われる施設が1園ほどございます。あとは、まだちょっと認可の途中ではあるんですけども、ほかの一般型ということで公立を含めて3施設の今、事業者としての募集があるということでございます。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○大濱子育て推進課長 すみません、ちょっと言い間違えましたけれども、公立が3施設で、民間の施設が一般型で3施設で、一般型は6施設、余裕活用型は1施設でございました。失礼しました。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 討論を終結し、お諮りします。

本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号については原案のとおり

り全員一致で承認されました。

---

#### 議案第43号 防府市国民健康保険条例中改正について

○久保委員長 続きまして、議案第43号防府市国民健康保険条例中改正についてを議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○尾中保健こども部次長 では、議案第43号防府市国民健康保険条例中改正について御説明を申し上げます。

議案書では、311ページをお願いいたします。

このたびの条例改正は国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、賦課限度額、それから軽減判定所得基準額を改正をするものでございます。

では、すみません。議案書の315ページの新旧対照表を御覧ください。

条例第11条の6では、基礎賦課限度額を現行の65万円から1万円引き上げて66万円といたします。

次の第11条の6の11では、後期高齢者支援金等賦課限度額を、現行の24万円から2万円引き上げまして、26万円といたします。

なお、賦課限度額につきましては、国民健康保険法施行令で金額が定められておりまして、本市におきましても政令と同額に引き上げるものでございます。

なお、政令改正の趣旨につきましては、高齢化等により医療費が増大をする中で、高所得者にも応分の負担を求め、中間所得層の負担上昇を抑制をするというものでございます。

なお、賦課限度額の合計につきましては、今回、介護納付金賦課額の改正はございませんので、106万円から3万円引き上げて109万円というふうになってまいります。

では、続きまして、議案書の同じページですが、315ページから今度は317ページにかけまして、条例の第17条軽減判定所得基準額についてでございます。

改正の内容につきましては、議案書の316ページにございますが、条例第17条第1項第2号におきまして、5割軽減の判定に用います被保険者数などに乗すべき金額を、現行の29万5,000円から30万5,000円に引き上げるもの。

それから、議案書では317ページの一番最初の行ですけれども、同項第3号におきまして、今度は2割軽減の判定に用います被保険者数などに乗すべき金額を、現行の54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。低所得者に対します保険料の減額についての基準は、これは政令で定められておりますので、政令と同額に引き上げるものでございます。

なお、政令の改正の趣旨につきましては、物価上昇の影響によって軽減を受けている世

帯の範囲が相対的に縮小しないようにするというものでございます。

最後に、改正条例の施行日につきまして、政令の改正と同様、令和7年の4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 限度額の引き上げによって、当然、これはかなり所得の高い方ですけども、その方には負担増を強いるわけですね。その負担の金額というのか、それは大体、増額する分が見込みか何かで出しておられればその金額。そして、片方の低所得者についての2割軽減、5割軽減については、これは逆に市のほうがもらう金額が減るわけですよ。それぞれについてどれぐらいの金額になるのか、合わせてプラス・マイナスで増えるのか、減るのか、ちょっとその辺の数字が概算で構いませんので、もしお持ちであればお願いします。

○岩下保険年金課長 お答えいたします。まずは、賦課限度額の引き上げに伴う影響ということで、基礎賦課額が引き上げに伴って、保険料としては141万円ほど増えるということになります。それから、後期高齢者の支援金等賦課額については、84万円増えるという計算になります。

それから、次に軽減所得判定の基準額なんですけれども、5割軽減によりまして、保険料のほうなんですけれども、まず基礎賦課額の区分についてが313万円減るということになります。後期高齢者支援金等賦課額が65万円減る。それから、介護の均等賦課額が19万円減る。それから、2割軽減の方なんですけれども、基礎賦課額が13万円減る。それから、後期高齢者支援金等賦課額が2万円減る。それから、介護納付金等賦課額が1万円減るという計算になります。すみません、ちょっとトータルについてなんですけれども、ちょっと確認しますので。

○久保委員長 計算されますか、今から。

○岩下保険年金課長 188万円ほど減るという計算になります。

以上でございます。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、討論を終結しお諮りします。

本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第43号については原案のとおり全員一致で承認されました。

---

議案第20号 令和7年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○久保委員長 続きまして、議案第20号及び議案第25号の2議案を一括議題といたします。

まず、議案第20号令和7年度防府市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○尾中保健こども部次長 では、令和7年度防府市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、予算参考資料により御説明を申し上げます。

参考資料では、415ページからでございます。

国民健康保険事業につきましては、1人当たりの療養給付費等の増加傾向が変わらず、懸念される財源不足については基金繰入金等により補うこととし、令和7年度の保険料率は据え置くことといたしております。では、417ページをお願いをいたします。

総務管理費でございます。子ども・子育て支援金制度の創設に伴いまして、本市の国保システムを改修をする必要がございますので、委託料として2,000万円を計上いたしております。

続きまして、420ページをお願いをいたします。

療養諸費でございます。疾病や負傷によりまして医療機関で受けた診療や、それから調剤にかかる医療費、それから補装具、はり・きゅう等の施術代の医療費のうち、被保険者の一部負担金を除く費用を支出をするものでございます。

続きまして、424ページをお願いをいたします。

こちら、3款国民健康保険事業費納付金でございます。事業費納付金の総額は26億3,797万3,000円で、これは県が国民健康保険を運営するため、市町が県に納付するものでございます。

予算費目につきましては、424ページの医療給付費納付金、それから425ページ上段の後期高齢者支援金等納付金及び下段の介護納付金の3つに分かれております。いずれも市町の医療費水準等を考慮しまして、県のほうで金額を決定をしております。

続きまして、426ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費でございます。生活習慣病につきまして早期発見、それから早期治療に資するため、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に特定健康診査を実施いたします。令和7年度につきましては、三友サルビアホールにおきまして、総合がん検診と合同で実施をしております集団検診を1回増やしまして、年5回実施をし、受診者の増加に努めてまいります。

続きまして、427ページをお願いいたします。

保険事業費でございます。人間ドックの利用助成、それから糖尿病性腎症の重症化予防に取り組むとともに、はり・きゅう施術の利用の助成等を行ってまいります。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入につきまして予算書で御説明いたします。

予算書の560ページ、それから561ページをお願いいたします。

上から2段目の1目国民健康保険基金繰入金につきまして、国保特会全体の収支を緩和しまして、財源不足に対応するため3億992万2,000円を計上をいたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○久保委員長** 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。よろしいですか。

**○田中（健）委員** すみません。最初に415ページのところで歳入ですが、国庫支出金という形で、1,510万円という形で、例年よりも1,500万円も多いのですが、これはどういう形になるのか。下のほうに一応、歳入の説明で国庫支出金のところは、子ども・子育て支援事業費補助金という形で1,500万円上がっておりますので、この分だと思っておりますが、これまでこういうものがなかったと思うのですが、これはどういう趣旨で歳入が増えているのか、ちょっと教えてください。

**○岩下保険年金課長** お答えいたします。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴いまして、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者は被保険者に対して支援金を賦課徴収することになりました。そのため、国民健康保険料についても影響がございますので、令和7年度につきましてはシステムの改修が必要となります。これに伴いまして、システムの改修につきましては補助金が入ってくるということなので、そちらのほうを計上させていただいております。

**○田中（健）委員** システムの改修であれば、当然そういう形で補助を受けるのは当然だと思いますが、これは、そうすると歳出で100%の補助になるのか、単市の持ち出しがあるのか、ちょっとこれ歳出との関係があると思いますが、ちょっとそれ説明いただけますか。

○岩下保険年金課長 これは現在100%補助ということで計上しております。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。それで、国民健康保険でも徴収事務があるというふうに言われましたが、これは何の徴収があるわけですかね。ちょっと保険料の関係だけでいくとよく分からないんですが。

○岩下保険年金課長 現在の国民健康保険料ということで区分が医療にかかる部分と、後期高齢者支援にかかる部分と、介護保険にかかる部分ということで3つの区分に分かれています。この、子ども・子育て支援事業に伴いまして、今度もう1つ区分が出来上がるということになりますので、もう1つ新たに加わった区分をプラスして国民健康保険料を徴収するというようになります。

以上でございます。

○田中（健）委員 思い出しました。盛んに国会で議論されておりましたね。国保だとこれぐらいの割合になる、社会保険だとこれぐらいの負担になると。それで、子ども・子育てにかかる分を各保険料に上乘せすると、今度国が、それにかかるシステム改修ということですね。これは何年から実施だったんですかね。

○岩下保険年金課長 令和8年度からの実施となっております。

○田中（健）委員 ありがとうございます。頭の中が整理できなかつたものが、今の説明できちっと整理させていただきまして、ありがとうございます。

426ページ。参考資料ですけれども、426ページですが、特定健康診査ですが、これの受診率が、毎年なかなか芳しくないということで、これと、それから人間ドックを合わせたものを、人間ドックはこの特定健康診査よりももっと項目を増やしてやっておりますので、特定健康診査を受けたのと同様以上になると思うんですが、これをやっぱり増やす意味で、サルビアホールでやる分を1回増やしているということだと思うんですが、これについて、確か昨年度は3回ぐらい、あなたはまだ受けておりませんというのを出されているというような形だったと思うんですが、今年もこれを継続されるんですかね。それで、まだ受け取られませんかというふうに未受検者に対する督促というのか、お願いというのか、それを3回出された効果というのは、令和6年度実施されていかがだったでしょうか。

○岩下保険年金課長 お答えいたします。今年度受診勧奨の送付回数を増やしまして、1回増やして3回ということでしております。今年度は、はがき形式だったものを1回についてはA4サイズということで、受診者の目に留まるような形でお送りしております。この受診勧奨によって特定健診を受けたかどうかという部分についての分析については実

際はちょっと行っておりませんので、検診の率ということであれば、昨年の11月時点であれば昨年よりも受診率は上がっている状況でございます。

以上でございます。

○田中（健）委員 受診率が上がってれば結構だと思うのですが、どの程度上がっているのでしょうかね。

○岩下保険年金課長 11月時点の特定健診の受診率なんですけれど、昨年度は13.4%だったのが、令和6年度については14%になっております。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。なかなか受診率が上がらないところは厳しいなと思いますけれども、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

それで、この特定健康診査ですけれども、この診査の中で心電図は入っとるんですかね。

○岩下保険年金課長 お答えいたします。

防府市においては心電図を検査の項目として入れております。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。なんか自治体によってはこの心電図を入れていないというところがあるみたいで、40歳から75歳未満ですから、前期高齢者もかかると思いますけど、高齢者の死因でいけば心臓疾患は3本の指に入るではなかったかと思うので、その辺は安心をしました。

それから、428ページ。基金の積立てということで、前年度より積立金が大分増えているのですが、これは預金利子がなんか上がったからということですか。財源の内訳を見ると預金利子に書いてあるのですが、ちょっとこれはどういうことかなと思って。ずいぶん積立金が少ない金額ですけど、前の年が14万7,000円、それから380万6,000円になっておりますので、ちょっとそこを教えてください。

○岩下保険年金課長 利子については、防府市のほうで基金については一括運用をしておりますので、それを按分した積立金ということになります。

以上でございます。

○田中（健）委員 分かりました。どういうことなのかなと思いましたがけれども。それで、この取崩し額が3億992万2,000円あるということで、約3億円取崩すという形ですが、これでもまだ16億円見込みがあります。3億円、最終的に今の令和6年度の決算はまだ分かりませんし、7年度の決算はどうなるのか分かりませんが、丸々これを取崩すのではなくて、例年、この一部の取崩しで済んでいる形だと思うんですね。そういうことでいけば、この基金残高がかなり多いと思いますので、前からこれ申し上げてお

りますが、そういうことを国保料の引き下げだとか、最終的には山口県下統一した料率になるわけですね。県のほうにするわけで、それが10年先なのか8年先なのか分かりませんが、そこをちょっと見据えて、この基金の運用をしていただきたいということだけ要望しておきたいと思います。

○久保委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○原田委員 先ほどの田中健次委員の検診でのことをちょっと追加でお聞きしたいことがあります。

参考資料の426をお願いいたします。

この検診で心電図検査があるかということで、あるということでしたけれども、聴力検査は含まれていますでしょうか。

○久保委員長 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

---

午前11時32分 開議

○久保委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○岩下保険年金課長 すみません、お答えいたします。

特定健診のほうには聴力検査は入っておりません。人間ドックについて任意項目ということで聴力検査が入っております。

以上です。

○原田委員 ありがとうございます。生活習慣病の早期発見・早期治療ということにはなっておりますけども、若年性の難聴の方もたくさんおられるということで、健診をする機会に検査があればいいなと思って、ちょっと要望を一応しておきます。ありがとうございました。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○河杉委員 ちょっとすみません。令和6年度の現在国保に加入されている数、人数はどのくらいなのかということと、それから、令和4年度、それから3年度、流れの中で国保加入者が減ってきているのか。というのは、一つはやっぱり事業費の全体のパイが小さくなって少しずつ減ってきているのが事実なので、その辺の絡みでどのような傾向にあるのかというのをちょっと教えてください。

○岩下保険年金課長 令和6年度の1月末現在の国保の加入者数なんですけれど、1万7,893人が国保の加入者数です。令和2年度から申しますと、2年度が2万1,946人、3年度が2万1,468人、それから4年度が2万581人、5年度が1万9,541人

ということになります。こちらの今申しました2年度から5年度につきましては、年間の平均の国保の被保険者数になります。

以上です。

○河杉委員 その要因の一つは、やっぱり人口減少もあるかと思えますし、それから実際転居された方も含めて出生率も考えられるのかなという気はしております。その分で行きますと、今回の料金改定で、低所得者等々を手厚くしようという条例ですので、ですから少しは増えるのかなという気はせんではないんですけども、今後の見通しとして、どのように立てていらっしゃるのかというのをお願いします。

○岩下保険年金課長 お答えいたします。

今後の見通しなんですけれど、被保険者数は年々減少傾向にありますので、保健料の収入としては減っていった状況です。ただ、1人当たりの医療費というのが、お薬については今高額な薬になってきておりますので、1人当たりの医療費は上がっているような状況でございます。ですので、県のほうで納める納付金なんですけれど、県内全体の医療費とか、そういうものを見込んで、それから標準保険料率という形で、各市町のほうに納付金の金額の請求がっておりますので、それによって納める金額というのも年々変わっている状況でございますので、国保の財政としては、収入は減っているけれど、出ていくお金が増えているような状況でございますので、今後の見通しは厳しい状況ではございます。

以上です。

○河杉委員 分かりました。いずれにしても、負担金も含めて、ある程度基金というのを、防府は、まだある程度基金を抱えていますから大丈夫ですけれども、統合されたときにこれを全部出せと言うのかなと、思ったりもしたものですから、いずれにしても厳しい財政状況の中で、我々も国保加入者の一人として頑張っていただきたいなと思えます。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、次に、議案第25号令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○尾中保健子ども部次長 では、令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、予算資料により御説明を申し上げます。

参考資料では461ページからでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害がある人を被保険者とする制度でございます。保険者でございます山口県後期高齢者医療

広域連合が、医療費の給付、それから保険料の改定、決定賦課等を行いまして、市は申請の受付業務、それから保険料の徴収業務などを行っております。

では、465ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。市のほうで徴収をしました保険料、それから広域連合の運営に係る事務費等のほか、保険基盤安定負担金として保険料の軽減分などを広域連合に納付いたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 この会計は、お金を徴収して県の広域連合のほうに出すというような会計なのですが、これの保険料率はたしか2年ごとの改定だったと思うんですが、今の年度は2年目でしたよね。ちょっとその辺、確認で。

○岩下保険年金課長 お答えいたします。

保険料の改定については2年に一度やっております、令和7年度については2年目になります。

以上でございます。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないので、2議案を一括して議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないので、議員間討議を終結し、一括して討論を求めます。

○田中（健）委員 最初に、議案第20号の国民健康保険事業の特別会計のほうですが、以前から申し上げているんですが、この事業は自治事務で一般会計の繰入れを増やしつつ、そういう形で所得の1割を超える保険料の軽減を図ることも可能ではないかと思えますし、また、令和3年度に県内13市中9市が国民健康保険の保険料率の引下げを行っております。割と基金がそれなりに各市があつてですね、そういった形で、その料率の引下げが十分可能な、この最近の国保会計の財政状況であると考えております。

そういったことから、この会計はさらに改善することが可能ではないかと思って、これには反対をいたします。

それから、議案第25号の後期高齢者医療については、今言ったように2年ごとに保険料の見直しがされております。だから、この令和6年度、7年度の保険料率については引上げとなっておりますが、国保料以上に何か高齢者には大きな負担を強いるというような声を聞いております。この料率の引上げのときには反対をいたしました。その予算、それ

に基づいた会計だということ、それから、今、後期高齢者医療について、防府市のほうから議会、あるいは理事会に、理事者のほうに代表が出ているかどうかは分かりませんが、これは、構成の段階全てから、この後期高齢者連合に対する議会、あるいは執行部のほうに代表が送れないようなシステムになっております。代表なくして負担なしという言葉が、これはもうフランス革命のころから言われたことで、代表なくして負担だけさせるというような、今の広域連合の在り方というのは、私はいかがかなと思います。

そういったことから反対をいたします。

○久保委員長 ほかにございませんか。

○原田委員 議案第20号です。令和7年度防府市国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。

次に理由を述べます。

全国では39%に当たる677自治体で値上げとなっている状況の中、本市は据置きであり、新年度の保険料については大変評価をしております。しかし、日本共産党は高過ぎる国保料の引下げをすべきだという本来の考えがありますので、反対の立場を表明いたします。

続きまして、議案第25号です。令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、後期高齢者医療制度は、75歳以上を国保や健保から引き離し、高齢者だけの医療保険にして負担増を強いる医療制度でございます。高齢者の生活を見ると、この物価高騰、年金の減額、消費税増税などの厳しさを増しており、本来国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめております。

防府市は、国に対して年齢にかかわらず、全ての国民が安心して医療を受けられるような抜本的な医療制度の見直しを強く求めるべきだと考えています。このことから、この議案には反対をいたします。

以上です。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 討論を終結してお諮りします。ただいま議題となっております2議案については、反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。

初めに、議案第20号についてお諮りします。議案第20号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○久保委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、議案第20号に

については原案のとおり承認されました。

次に、議案第25号についてお諮りします。議案第25号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○久保委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、議案第25号については原案のとおり承認されました。

ここで、執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午前11時48分 開議

---

**議案第39号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例及び防府市奨学資金貸付条例中改正について**

○久保委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第39号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例及び防府市奨学資金貸付条例中改正についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○岡田教育部次長 教育委員会教育部でございます。議案第39号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例及び防府市奨学資金貸付条例中改正について御説明申し上げます。

議案書は207ページからになります。

このたびの条例改正は、急激な物価高騰の影響により家計が厳しくなる中、大学等に進学を希望する学生が学業に専念できるよう、新たな奨学金を創設しようとするものです。

主な制度改正の内容としましては、防府市奨学金以外の貸付を受けている方を対象に、本市の奨学金を上乗せする併用型奨学金を創設するものでございます。また、防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正につきましては、議案書の213ページ、新旧対照表を御覧ください。

このたびの併用型奨学金の創設に伴い、制度の確実な運用のために必要な額を適切に積み立てることができるよう防府市基金のうち、運用基金の取扱いを変更し、運用基金の額を規則で定めようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中（健）委員 確認ですけれども、これは今、併用型という形でありますので、現在、

防府市の奨学金を受ける方、あるいはこれから受けようとする方にとってみたらプラスにはならない、金額が増えないということですね。

○松田教育総務課長 お答えいたします。

今現在、市の奨学金を受けていらっしゃる方が御利用をもしされるということであれば、国の奨学金を借り直して、無利子分の上乗せとして、市の新たな奨学金を借りていただくというような形になろうかと思えます。

○田中（健）委員 もう20年以上前になるのですが、私が、子どもが大学に入るときに、奨学金について、国の奨学金、県の奨学金、それから市の奨学金があるということで、当時の教育委員会の担当者といろいろ面談して話をしたことがあるんですが、国のほうがまず一番金額が大きくて、次に県で、市はそれよりも少ない形になりますと。だから、国や県で奨学金が受けられなかった方が市の奨学金のほうに来られますよと。それで国の奨学金のほうをまずチャレンジされてみたいな話を聞きました。幸い国のほうの奨学金なので、市の奨学金のお世話にはならなくて済んだのですが、金額もそういう形で国・県のほうが多くて市のほうが少ないわけですよ。そういう奨学金が少ない家計にとってみれば、プラスで国のほうは今、有利子のそういうローンのような形の、低利ですけれども、そういう奨学金があると、それを使う方もあるわけですが、そういう中で、より条件の悪い市の奨学金を受けているのに上乗せができないと。片方は上乗せができると。それは非常に不公平感が強いと思うんですよ。だからせめて、例えば今、月額4万円で定住促進があれば月額1万円になりますけれども、例えばこれをもう少し上げるというようなことを、併用型ができるのであれば、もうちょっとバランスをとる意味で、今、併用型でいけばプラス3万円できるわけですから、3万円が無理であれば、例えば2万円だとか、そういう形でこの市の奨学金の金額を増やすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松田教育総務課長 お答えいたします。

今、市の奨学金最大5万円ということで既存の制度を運用しておりますけれども、これを例えば市の奨学金を増やすということになると、例えば月額7万円、8万円というような形で、無利子で貸付けを行うというような形の制度になった際には、例えばこれまで国とかほかの奨学金を利用されていた方などが、たくさん市のほうの奨学金を御利用を希望されるということになった場合には、単市で対応できる部分というのは、非常にちょっと今の基金の状況等では対応できないということになりますので、単市でそこまでの事業を行うのは少しちょっと厳しいというふうに捉えております。

今せっかくほかの国にしても県にしても、奨学金をそれぞれ用意をされていらっしゃる

ますので、役割分担というところも考えて、そういったところで支援が少し不足するような部分、救えていない部分について市のほうで上乘せできるような形にしたいということで、今回御提案させていただくものでございます。

○田中（健）委員　これで、併用型で見込みとすれば何人ぐらい考えて予想というのがされてるのでしょうか。

○松田教育総務課長　お答えいたします。

これがなかなか正確な見込みというのが非常に難しい状態ではあるんですけど、今予算上は、現行の制度が平均して15名程度の申請がありますので、大体15名程度ということで、まず二、三年、スタートして申請の状況等を見守っていきたいということで想定しております。

○田中（健）委員　既存のものを、だから毎年15名程度で、それにプラス15名程度を考えているということですね。もしそれをプラス2万円とかと言っても、今は定住と合わせて5万円だけれども、定住がなければ4万円ですが、現行でいけば、この定住まで希望される方がほとんどなんですかね、15名のうちは。

○松田教育総務課長　最近、定住促進を併せて希望される方が非常に多くてですね、ここ何年かの平均では8割ほどが定住促進を希望されております。今年新規で貸し付けている方については100%、12名中12名が定住促進の奨学金を併せて借りておられます。

○田中（健）委員　財政的なものということですが、この基金の額は、それなりにあったような私印象なんですけど、実際はどれぐらいの基金が動いているんですかね。これは予算のほうで見ないと分からないのかもしれませんが。予算には基金は出ませんね。決算書には何か出てきますけれども。大体基金の何割ぐらいを実際使っているわけですかね。

○松田教育総務課長　基金のほうもですね、年によってかなり増減はあるんですけども、貸付の実績としては、大体2,000万円弱ぐらい毎年貸付を行っております。償還としては、大体1,000万円弱ぐらいというような形で今償還をいただいております。今、基金の内訳として、令和5年度の決算でお出ししているものが、貸付残高が7,060万円程度、現金残高が2,850万円というような形になっております。

○田中（健）委員　貸付が2,000万円で、戻ってくるのが1,000万円ということになると、ある意味では、これプラスマイナスしないといけないんですが、経済状況とか、そういう形で滞納というような方がそれなりにおられるということですか。

○松田教育総務課長　償還の状況につきましては、その年にお返しいただく奨学金の回収率というのは、本市の場合99%を超えておりますので、ほとんどの方がきちんと納期どおりにお返しいただいております。今出入りでかなり差があるというのは、令和3年度か

らの制度改正によって、今の貸付期間の3倍でお返しいただくような形にしておりますので、そういったところで少し出入りの差があるというところでございます。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。

○田中（健）委員 これ、正直言って不公平感が残るんですけども、こういう形で貸付け、無利子の貸付けという形でありますので賛成をいたしますが、ただ、これ基金の問題もありますから、これを教育関係のほかの基金がたしかあったと思いますので、そういったものから多少ここへ積み増すというような形のこともひっくるめて検討して、市だけの今奨学金を受けている方が、もう少し無利子の貸付けを受けられるようにすることをちょっと今後検討いただきたいということだけ要望として申し上げておきます。

○久保委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 討論を終結し、お諮りいたします。本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第39号については、原案のとおり全員一致で承認されました。

教育部の皆さん、お疲れさまでした。退席されて結構です。

ここで、昼食休憩のため、1時5分まで休憩といたします。

午後0時 2分 休憩

---

（予算委員会教育民生分科会開催）

---

午後5時43分 開議

#### 閉会中の継続調査について

○久保委員長 引き続き、教育民生委員会に戻りまして、閉会中の継続審査について御協議をお願いいたします。

前回までの調査項目は、「健康福祉について」、「障害者福祉について」、「児童福祉について」、「介護保険事業について」、「学校教育について」、「生涯学習について」、

「公民館について」及び「部活動の地域移行について」を継続調査としておりましたが、新年度事業を含めまして、新たに追加する事項等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど申しましたとおりの内容で、これを当委員会の調査事項として閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保委員長 ありがとうございます。御異議ないものと認めます。

よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出をいたします。

これをもちまして、委員会を散会いたします。長時間、大変お疲れさまでございました。お疲れさまでした。

午後5時44分 散会

---

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年3月12日

防府市議会教育民生委員会委員長 久 保 潤 爾